

### 第3回 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会議事概要

日時 平成20年7月29日（火） 10:00～12:10

場所 知事公館中会議室

出席者 須藤座長、青柳委員、秋元委員、浅羽委員、荒木委員、石川委員、工藤委員、  
外岡委員、成田委員、野上委員、横山委員、

議事

#### 1 環境部長あいさつ

- ◇ 洞爺湖サミットが終了した。日本が主導して世界が温暖化対策に一步踏み出した。
- ◇ ナビゲーション2050については、相当な反響があった。排出量取引制度導入、条例制定、ライフスタイルの見直し等。
- ◇ 特に24時間営業の自粛要請等については、特に大きな反響があった。
- ◇ 今後の方向性を含めた議論をさせていただきたい。仕組み作りのところについてもご説明するのでご意見をいただきたい。

#### 2 ナビゲーション2050に関する主な反響等について

(委員からの主な意見)

- コンビニエンスストアの規制とは言っていない。他の同様の業種もやるのが前提。
- 都心の店舗については当番制で閉める、郊外の店舗は終電が行って客がいなくなったら閉める、学校内の店舗等開ける必要がない店舗は閉めるなど、努力して、競争して閉めてもらいたい。
- 営業時間を短くすることだけが取り上げられ、その効果が示されていない中で議論されている。使用しているエネルギー自体は少ないので、コンビニ以外の部分も並列しながら、第2次、第3次的な効果がどのようにあるのかを評価し、深夜化するスタイルがどの程度エネルギーやCO<sub>2</sub>の排出を高めているのか示し、その上で、営業時間を短くすべきなどの対策を出していくべきであった。
- それぞれがどのくらい排出しているのかを消費者に数量等を示し、その上で選択させていくのという視点が重要ではないか。
- 深夜営業自粛の議論をしていたはずだが、一夜明けたらコンビニに限定されてしまい、我々が議論した内容と異なるところにいつてしまったという感想を持った。しかし、結果として深夜化するライフスタイルの転換に向けたきっかけとなったと思う。
- 大きな議論を巻き起こした点については意義があったが、コンビニだけが取り上げられたのはどうかと思う。
- 国民がサービスレベルの低下を容認しうるのか、議論した方がよい。コンビニだけではなく、日本の生活様式の見直しに関連したテーマでの議論が必要ではないかと考える。
- 埼玉で24時間営業に関しての分析資料はあるのか。21世紀の働き方について、大きな枠組みの中で議論して、埼玉県では24時間営業について検討するという

ことであればよい。これを条例の中で規定していくのであれば、分析資料、納得感がないと、全国的に猛反対を受け、議論が違うところになってしまう。

(環境部長)

◇ 条例で定めるものではないと事務方では考えているのでご留意いただきたい。

(委員からの主な意見)

- このライフスタイルがなぜ必要とされているのかを考えるべき。夜、なぜ、店舗が開いている必要があるのかという点を整理すべきである。
- 全部が24時間開けなければいけないのか、という点で検討するのがよい。オーナーの判断で24時間開けるかどうか判断できるようにするだけでも変わるのでは。もう少し幅広い議論をすべきである。
- 削減量については、JFAも私も計算している。コンビニは全国の0.2%程度。そのうち、24時間営業を自粛することでJFAは4%、私の計算では10%程度の削減になる。せいぜい30万t削減できるかどうか。
- サマータイムとは削減量は大きく変わらないが、コンビニはライフスタイルを変える副次効果もあるので、24時間営業の自粛の排出削減効果は大きいと考える。
- 直接的な削減の数値はあるが、実際にコンビニが閉まったら人は皆寝るのか、他に行くところを変えるだけではないのか。やはり、なぜ夜に買い物に行く必要があるのかを考える必要がある。
- エネルギー消費に関して、ライフスタイルによる違いについては、算出が難しい。今回の件を契機に、どのライフスタイルがエネルギー高消費型になっているのか、低エネルギー型になっているのかを考え直す方向に進むとよい。
- 直接的効果とそれ以外の効果についても考慮した上で検討を進める必要がある。

### 3 将来像・中期目標について

#### 資料1について事務局から概要を説明

(委員からの主な意見)

- 田園都市とあるが、埼玉県は都市的な要素が大きくなる。埼玉県の都市づくりはどうあるかを検討していくべきである。
- 中期目標については必要。2005年ベースで14%削減だと1990年ベースだとほとんど削減していないことになる。きちんと90年ベースでどうかを評価すべき。
- 2050年だと何をしたらよいか分からなくなるため、中期(2020年)目標が必要。
- 中期目標は実現性を含めて、非常に重要。埼玉県においても中期目標を意識してやってもらいたい。
- 埼玉県と他の都市との違いを明確にした上で2020年にどのような目標を掲げるのか、県民に分かるように打ち出していくべき。

- 世界全体の目標を踏まえた上で埼玉県はどれくらい減らすのかという議論が必要。
- 世界全体での目標が排出量半減としても、すべての地域で半減するものではない。埼玉県の特長や果たすべき役割を考える必要がある。
- 東京都の行っていることは世界的に見ても画期的。確実にまねをして実行するということが重要
- 埼玉には森林も多いので、その分野では全国モデルとして他県にまねされる対策を打ち出すことも可能。

#### 4 主な施策の方向性について

##### 資料2について事務局から概要を説明

##### (委員からの主な意見)

- 全国にまたがり活動を行う事業者への対策について、国における対策との間で、どのように対策を講じていくかは大事な問題だ。
- 法律上の報告制度における排出量の計り方と共通化しないと混乱を招く。
- 広域でやることの重要性はそのとおりであり、その問題意識は常に持っていた方がよい。
- 努力義務型排出量取引制度について、省エネ支援を全面に押し出した方が、事業者としても受入れやすいのではないか。
- 県と事業者という顔の見える間柄において、市場原理という言葉は慎重に使うべきではないか。市場原理という言葉を用いれば、それに対応できない企業は倒産しても構わないという意味になる。
- 家庭部門にも努力義務を課せられるような仕組みが必要ではないか。
- 多くの企業は複数の県域にわたり業務を行っており、県単位で削減効果を考えるのは非常に難しい。
- 埼玉県における温暖化対策強化が、良質の企業の県外流出を促し、雇用や税収に影響を及ぼすことも考えられる。
- 運輸部門は広域での対策が必要であるし、業界は排出量の把握など非常に難しく、非常に厳しい経営状況にある。この業界については専門委員会で取り上げないという勇気も必要ではないか。
- 努力義務型では市場が成り立たないのではないか。数年後に検証をして検討を進めることが必要かと思う。効果が上がるかも疑問。
- 東京都の制度をグレードを下げた形で提案していると感じる。

##### (事務局)

- ◇ 東京都と同じ制度設計を考えている。
- ◇ 東京都の罰金は50万円であり、実効性の面で公表制度とそれほど大きな差異があるとは思っていない。
- ◇ 家庭部門については今後の課題。CO<sub>2</sub>の見える化やエコポイント制度などで努力していきたい。

- ◇ 運輸部門については、事業者に対し過度の負荷にならないような対策を考えている。

#### (委員からの主な意見)

- 公表の仕方とそれを受けての県民の対応が動機付けを考える上で重要。しかし任意での取引が機能するかは気になる。
- 罰金の額は50万円としても、罰則の有無は大きな違い。なぜ罰則なしの努力目標型としたか、その理由をもう少し明確に示して欲しい。
- 東京都はかなり厳しいが、罰則のない埼玉県の方が国の取組を安易な方向へリードしてしまう懸念がある。

#### (事務局)

- ◇ 東京都には業務系の本社機能が集まり、都外への流出が考えにくい。このような状況や産業構造の違いなどを考慮した。
- ◇ これまでも本県では各企業に対して県の取組を説明しながら、協力をいただいていた。始めから罰則をもって協力を求めるのは、これまでのスタイルではない。

#### (委員からの主な意見)

- 埼玉県庁自身が率先してエネルギー使用量の把握と削減を行い、排出量取引の原資を集め、小規模事業者に補助するなどの運用を是非行って欲しい。
- エコアップ宣言任意事業者に排出量の実態等を知らしめ、任意事業所を増やしていくことが必要。
- 中小の運輸事業者に対しどのようなアプローチしていくかが重要。
- 日本経団連が家庭向けに温暖化対策を促す資料を出したが、省エネ家電の広報や省エネに対するインセンティブの打ち出しが必要。700万人県民を有する埼玉県が行うことは非常に効果的。
- 我慢するのではなく賢い方法が自然に採れるようになることが重要。省エネ家電でも何年前までなら買い換えた方が得になるなど、具体的な対策メニューをセンターなどの取組で示していくことが必要。
- この施策をすべて行えば、どれくらいの削減効果があり、中期目標が達成できるかを試算すべき。
- 省エネ等に関する様々な相談を、気軽に行えるためのシステム構築が必要。
- 戸建ての住宅・建物の対策がないようだが。

#### (環境部長)

- ◇ 前回会議での御指摘を踏まえ、住宅・建物対策を考えていかななくてはならないと思っている。今回の資料にあるのは、条例において義務付けをする大きなところをメインにして御説明させていただいた。

## 5 (仮称) ヒートアイランド対策ガイドラインの検討状況について 資料3について事務局から概要を説明

### (委員からの主な意見)

- 市町村がまちづくりを考えるときに、まち全体でヒートアイランド対策ができるような都市計画のガイドラインを示して欲しい。
- ヒートアイランドと温暖化はメカニズムが異なる。全然違うものだと思っている。
- 屋上緑化自体をCO<sub>2</sub>削減という枠組みに加えるのに違和感がある。
- みどりについて、きちんとした位置づけをして欲しい。
- ヒートアイランドと温暖化というのは、ヒートアイランドで暑いから冷房を使って、CO<sub>2</sub>が増えるという面や、健康影響という面で、熱中症防止という観点では、関連があるといえる。
- ヒートアイランドを防ぐための土木的な対策をとるといえるのは、いいのだが、費用対効果が怪しい。むしろ、具体的な熱中症を防ぐような対策を進めてはどうかという意見を持っている。
- 家庭用で見ると冷房は5%程度で、暖房は20数%、給湯は30数%を占めており、数年の単位で見ればヒートアイランドは省エネに貢献している。
- 水道の温度が上がっていることで、給湯のエネルギーは少なくて済むし、暖房のエネルギーが節約されていることも事実。
- 冬場のヒートアイランド現象による省エネ効果を見ずに、夏場だけを見てヒートアイランド対策を行うことについて、皆が了解してやっているのか疑問。
- そこまで踏まえて、省エネに反するのに対策を進める必要があると皆が認識し、進めていく必要がある。一方的に対策を進めるために、単にヒートアイランドが夏場のエネルギー消費を増やしているだけだという情報を流すのはどうかと思っている。
- 夏、冬、朝、夕でヒートアイランドの効果は異なる。
- 家庭とは異なり、事務所については冷房の負荷が大きい。この点は注意すべきである。
- また、さいたま市以外の都市でヒートアイランド対策を行わなければならないということは無いのではないかと。夏や冬、朝、夕の効果をきちんと評価して検討すべき。
- 屋上緑化や壁面緑化はヒートアイランド対策として入れて欲しくない。これらは建築学会でデータをとって議論して意味がないということになっている。
- そのようにデータをとって議論して、なぜ実施されているのか。データの伝達に問題があるのか。それらがどこかで曲がってしまっているのか。
- 同じ効果を得るためには、高反射塗料をぬるだけでも十分。メンテナンスもいらぬ。
- 屋上緑化に反対しているわけではなく、屋上緑化をきちんとアメニティ空間として設計して進めていくなれば、実施すべきである。
- 事務局は今回のような、専門的知見を踏まえて、進めて欲しい。

## 6 今後のスケジュールについて

資料4に基づき事務局が説明し、了承された。

以上